

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集結果

- 意見募集期間 : 2020年2月22日(土)から同年3月23日(月)まで
- 意見提出件数 : 2件 (法人・団体 : 1件、個人 : 1件)
- 意見提出者 :

	意見提出者
1	ソフトバンク株式会社
ー	個人(1件)

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <p>○ 2020年7月にサービス終了予定のPHSの利用者の保護に資する内容であることから、本省令案に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>考え方 1</p> <p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 2</p> <p>○ 「PHS（パーソナルハンディターホンシステム）」における構造では、「1G（第1世代）」及び「2G（第2世代）」から成る「PHS」を廃止すべき事が望ましい構造と、私し個人は思います。具体的には、古い構造での「PSTN（パブリックスイッチドテレホンネットワーク）」及び「GSTN（ジェネラルスイッチテレホンネットワーク）」を廃止し、新しい構造での「IP網（インターネットプロトコル）」を導入すべき構造と、私は考えます。要約すると、古い構造での「PHS」を廃止し、新しい構造での「IP網」を導入する事が望ましい構造と、私は考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>考え方 2</p> <p>○ 参考として承ります。</p>	<p>無</p>